

航空法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集

平成21年10月7日

＜問い合わせ先＞

航空局技術部運航課

(内線50124)

管制保安部保安企画課

航空灯火・電気技術室

(内線51175)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、「航空法施行規則」(昭和27年運輸省令第56号)について別添のとおり改正することを予定しています。このため、広く国民の皆様から、本改正についてのご意見を募集いたします。

お寄せ頂いたご意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。ご意見の受付は以下の要領で行いますので、よろしく願いいたします。

記

○意見募集対象

航空法施行規則の一部を改正する省令案について(別添1)【PDF形式】

○意見送付要領

別紙1の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います(送付先については別紙2をご参照下さい。)。その際、必ず「航空法施行規則改正パブリックコメント」と明記して下さいますようお願い致します。

(1) 郵送

(2) FAX

(3) 電子メール(テキスト形式でお願い致します。)

○意見募集期間

平成21年10月7日(水)から平成21年11月5日(木)まで(必着)

○注意事項

※ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承願います。

※頂いた御意見の内容については、住所、電話番号、メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

<意見提出様式>

(フリガナ) 氏名	
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
メール アドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)

(別紙2)

<意見提出先>

	対象	提出先(住所、FAX番号、メールアドレス)
1.	カテゴリー航行の定義の改正関係	住所：〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 国土交通省航空局技術部運航課あて FAX番号：03-5253-1661 E-MAIL：g_CAB_GIJ_UNK@mlit.go.jp
2.	精密進入用滑走路に関する定義の改正関係	住所：同上 国土交通省航空局管制保安部 保安企画課航空灯火・電気技術室あて FAX番号：03-5253-1664 E-MAIL：g_CAB_KHA_HKK_KDG@mlit.go.jp